

「山形県文化財保存活用大綱（仮称）」（案）についての意見募集の結果

1 意見の募集期間

令和3年11月24日（水）～令和3年12月13日（月）

2 提出された意見の件数

47件（意見提出者数19名）

3 提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

番号	項目	御意見の概要	県の考え方
1	全体	大綱策定を機に、国、県、市町村、所有者、研究機関、専門家等がよりスムーズに連携できる仕組みづくりを期待する。	文化財の次世代への確実な継承に向けて、今後は、大綱に掲げる方針に基づき、関係者と連携のもと各種取り組みの推進につなげてまいります。
2		今後の地方創生にとって、文化振興は重要な鍵となる。地域に存在する様々な文化資源の活用が図られることで、地域全体の価値が高まり、地域に暮らす人々の幸福度が増す好循環の形成に向け、大綱がその役割を発揮することを期待する。	
3		大綱案に記載されていることが、山形県の文化行政において実践されているとは言い難い現状だと思う。	
4		町の景観は、歴史を振り返ることができる唯一の方法だと思うが、道路拡張やマンション建設などで歴史的な建物が消えており、大綱案の理念と異なる現実がある。ぜひ大綱の策定によって、山形の文化をつなぐことを実行して欲しい。	

5		歴史的な建造物について、地域の歴史と無関係な改修等が行われている。長年使用してくすんだ壁なども歴史の一部なのだということすら理解しておらず、歴史文化の捉え方が浅いのだと思う。	と活用の推進につなげてまいります。
6		県の歴史的公文書の整理・公開体制をしっかり整えるほか、全庁的に歴史的資料を守る取組みを実施して欲しい。大綱で示す理念等を、県自身も受け止めるべきである。	行政機関が作成・保管している公文書のうち、指定の有無に関わらず、歴史的資料として重要なものについては、本県の大事な歴史文化として次世代に継承していくことが大切だと認識しております。 県では、公文書のうち、歴史的資料として重要な文書を歴史的公文書として位置付けており、県公文書センターへ移管された歴史的公文書は永久保存され、一般の利用に供されているところです。
7	はじめに － 1 なぜ文化財を守るのか（文化財保護の必要性） 【 p1】	本節の内容が非常に優れている。県民の生活は、自然環境や伝統、文化という長い時間をかけて築かれてきたものの上に成り立っているが、それらに注目し、災害からの復興力にも触れ、最新の見解を取り入れて記述されている。	文化財は「山形らしさ」の源であることに配慮し、御意見を踏まえ、各種取組みの推進につなげてまいります。
8	はじめに － 2 (1)人口減少及び少子高齢化の進行【 p3】	担い手の高齢化が問題になっているにも関わらず、高齢者を新たな担い手とするのは矛盾していないか。年齢にとらわれずに、担い手を育成する必要があると思う。	文化財を取り巻く環境としては、人口減少及び少子高齢化が進行していることや、人々のライフスタイルや価値観が変化していることが指摘されていることから、御意見の通り、年齢にとらわれずに全ての方々が担い手となる可能性があることは重要と考えます。 一方で、本大綱策定のための作業部会においては、特に、元気な高齢者による活発な継承活動の実態や、地域の歴史文化に魅力を感じた若者の移住による継承活動の事例などを盛り込むべきとの意見もあり、従来の所有者等のみによる継承だけではなく、社会全体での継承の方向性が伝わるように記載しました。
9	はじめに － 2 (2)人々のライフスタイルや価値観の変化【 p5】	若者が新たな担い手となる可能性の根拠を示した方がよいと思う。年齢にとらわれずに、担い手を育成する必要があると思う。	
10	はじめに	「一部地域では、歴史文化を活かした地域づくりの取	文化財を取り巻く環境としては、持続可能な開発目標

	－ 2 (4) 持続可能な開発目標 (SDGs) の推進【 p 6】	組みが活発化しています」とあるが、その根拠を示した方がよいのではないか。	(SDGs) への対応が求められていることが、指摘されております。また、本大綱策定のための作業部会においては、歴史文化を活かした地域づくりを行うことで持続可能な地域づくりにつながっている地域があることを盛り込むべきとの意見もあったことから、記載しました。なお、御意見を踏まえ、該当箇所の記述を整理しました。
11	第 1 章 － 2 大綱の位置づけ【 p 13】	「県の諸計画」とは具体的に何か。	記載の通り以下の 4 計画になります。 ・山形県文化推進基本計画 ・第 2 次おもてなし山形県観光計画 ・第 6 次山形県教育振興計画 ・事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画
12	第 1 章 － 3 対象とする文化財等の範囲【 p 14】	「それぞれの地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産」も対象とするため「文化財等」と記されているが、p 15 以降では「文化財」の括りで整理されており、「文化財等」の「等」に係る具体的な取組みの記述が少ない印象を受けるので、追記する必要があるのではないか。	本大綱では、文化庁による『文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針』に基づき、指定等の有無に関わらず文化財全般、及び各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産を対象としております。p 15 以降につきましても、指定文化財に係る法・条例に基づく諸行為を除き、共通する内容として記載しております。
13	≪コラム≫本県の指定等文化財の概要(1)【 p 18】	埋蔵文化財について「本県には、周知の埋蔵文化財包蔵地が約 5,200 箇所あります」とあるが、今後の分布調査で増えることもあるので、その可能性が残るような書き方にしてはどうか。	埋蔵文化財包蔵地の数については、現時点の数を記載しておりましたが、御意見を踏まえ、新規登録に関する記載を本文に追記しました。
14	第 2 章 － 2 (1) ① 継承の担い手に関する現状と課題【 p 21】	「関心のドーナツ化現象」について、地域外に文化財に興味・関心を持っている人が存在することは大変重要と考えるので、具体的な取組みの中でそれを踏まえた内容を位置付けてはどうか。 ちなみに、「関心のドーナツ化現象」という概念は、文化行政分野では一般的なものか。	地域内外の方々文化財の継承活動に参加しやすくなるよう、御意見を踏まえ、各種取組みの推進につなげてまいります。 なお、「関心のドーナツ化現象」の概念は、大綱策定に当たって実施した実態調査において、民俗芸能保存会からご提案いただいたものであり、実感に基づいた大変分

			かりやすい表現であったため使用させていただいたものです。
15		大学生が担い手として期待されているものの「大学卒業後も継続して活動に関わることが難しい場合もあり」とあるが、大学生が山形を離れた後もインターネット等を活用して関わるができるような仕組みがあると継続して関わりを持つことができると思う。	大綱の基本方針「《1-1》担い手の育成」では、文化財の担い手の育成に当たっては、地域住民や興味・関心のある方々が文化財の継承活動に主体的に関わることが重要であるため、これらの方々が文化財に関わる機会や場を幅広く設けることが必要と記載しております。 大学生が卒業後も継続して継承活動に関わり、文化財の継承の担い手となっていただけるよう、今後は、大綱に掲げる方針に基づき、関係者と連携のもと各種取組みの推進につなげてまいります。
16	第2章 －2(1)③継承に係る費用に関する現状と課題【p23】	所有者にとって費用負担が大きいことは、非常に重要な課題であり、修理費用が掛かりすぎるために文化財を手放す人がいるということも含め、もっと膨らませて記載していただきたい。	所有者の費用負担が大きいため、適切な周期での修理等が進まないことについては、「2(2)④修理等に関する現状と課題」において整理しているため、この箇所は案のままとします。
17	第2章 －2(3)①理解の促進に関する現状と課題【p30】	「県民の文化財に対する関心が十分に高まっているとは言えず」とあるが、根拠は何か。前段の市町村による活発な取組みを否定するようになってしまうので、修正をお願いしたい。	文化財を「分かりにくいもの」、「自分には関係のないもの」と捉える人々はまだまだ多く、県や市町村、関係各所が連携することにより、県民の文化財への興味関心をさらに高めることが可能であることが、本大綱策定のための作業部会において指摘されており、記載いたしました。
18	第2章 －2(3)②文化財の公開に関する現状と課題【p31】	「もともと体力のない所有者等」の表現は不適切ではないか。	御意見を踏まえ、「所有者等」と本文を修正しました。
19	第2章 －2(4)②災害発生時の対応に関する現状と課題【p32】	災害発生時、9割以上の市町村が通常通り文化財保護業務を継続できないとのことだが、県文化財担当課の災害発生時の体制はどのようになっているのか。	大綱策定に当たって実施した実態調査により、多くの市町村が通常通り文化財保護業務を継続することが困難であることが分かったため、p48に記載の通り、関係者間の連携体制の構築が重要であると考えております。 県文化財行政主管課の災害発生時の体制につきまして

			は、各分野担当職員及び文化財防災担当職員が県内の指定文化財の被害状況の把握を行うとともに、県有文化財の被害状況確認を実施することになっております。
20	第3章 － 1 全体理念【p36】	「身近な地域の由来や個々の文化財の結びつきをテーマやストーリーとして発信する」とあるが、単に「関係機関との連携のもとに実施した調査に基づき」だけでなく、「歴史的事実に基づき、最新の論説等も踏まえつつ」等と正確性を考慮し、必要に応じて更新していくような記述を追記していただきたい。	個々の文化財の結びつきをテーマやストーリーとして発信することは、文化財や地域の歴史文化の魅力を伝えるうえで有効な取組みと考えております。ただし、御意見の通り、最新の論説等も踏まえて正確に発信する必要がある、その正確性については関係機関との連携のもとに実施した調査に基づくことが重要です。 このことについては、「基本方針2 文化財の確実な保存の推進」において整理しているため、この箇所は案のままとします。
21	第3章 － 2 全体理念を支える視点【p37】	視点2の「関係者による連携」は、大変重要と考えますが、p38にも「《1-2》関係者による連携」と同じ表現があるので、修正してはどうか。	御意見を踏まえ、《1-2》の項名を、「地域住民や関係者間の情報の共有」のとおり修正しました。
22	第4章 － 基本方針1《1-2》関係者による連携【p38】	「所有者等は、文化財の維持管理や修理など様々な責務を負っており」とあるが、ここの「所有者等」とは指定文化財の所有者か。それとも、未指定も含めた文化財全ての所有者か。	指定文化財については、それぞれ文化財保護法や県文化財保護条例等において、維持管理や修理に関する所有者の義務が示されていますが、ここでは、未指定文化財等も含めた全ての所有者等のことです。
23	第4章 － 基本方針1《1-3》社会全体で応援する資金確保【p39】	県の文化財に関する予算をもっと増やして欲しい。	令和3年度の県文化財修理予算（当初予算ベース）は、前年度と比較して約14%増となっております。今後も文化財関係予算の確保・充実に向け努めてまいります。
24		企業メセナ等助成金について記載すべき。	地域の文化財保護のため、県内外の企業等が各種助成活動を実施していただいております。御意見を踏まえ、本文中にも記載を追加しました。
25	第4章 － 基本方針2《2-5》地域住民との協働等による維持管理【p42】	地域外の人が継承活動に参加できる機会をもっと増やして欲しい。地域外で関心を持っている人を増やすことは今後の継承活動にとって非常に重要である。	大綱の基本方針「《1-1》担い手の育成」では、文化財の担い手の育成に当たっては、地域住民や興味・関心のある方々が文化財の継承活動に主体的に関わるのが重要であるため、これらの方々が文化財に関わる機会や

			<p>場を幅広く設けることが必要と記述しております。</p> <p>地域外で関心を持っている人を増やし、継承活動に関わり、文化財の継承の担い手となっていただけるよう、今後は、大綱に掲げる方針に基づき、関係者と連携のもと各種取組みの推進につなげてまいります。</p>
26	<p>第4章</p> <p>－基本方針2《2-6》適切な周期での修理【p42】</p>	<p>県は、文化財をはじめ、調査報告書等のデジタルデータを積極的にオープンデータとして公開し、より高次な利活用の促進を図る旨、記載すべきである。例えば「山形の宝検索 navi」は閲覧できても、二次利用ができないため不十分である。また、市町村や所有者に対してもデジタル化の拡大と公開を推奨し、支援して欲しい。</p>	<p>「2(5)デジタル化による地域を超えた連携」に記載の通り、文化財を取り巻く環境として、デジタル化による地域を超えた連携が重要度を増しています。また、「《2-6》適切な周期での修理」に記載の通り、県では、デジタル技術を活用し、指定文化財の過去の修理歴などのデータベース化を検討してまいりたいと考えております。御意見を踏まえ、本文中にもデジタル化の必要性に関する記載を追記しました。</p>
27	<p>第4章</p> <p>－基本方針3《3-1》地域に残る文化財への理解・認識の促進【p44】</p>	<p>「県の主な取組み」の「『山形県文化遺産を活かした地域活性化事業』による文化財に親しむための取組みへの支援」を、「活用するための取組みへの支援」に修正してはどうか。</p>	<p>「山形県文化遺産を活かした地域活性化事業」については、文化財を活用するに当たって人々が親しみを持てるような取組みであることが伝わるような表現しております。御意見を踏まえ、今後も文化財を活用しながら親しみを持っていただけるような取組みを実施してまいります。</p>
28		<p>全体的に最新の動向が盛り込まれており、大変勉強になった。「人々が関わりたくなるような魅力的な展開を見据えて」という記述には大いに同意する。</p>	<p>文化財の次世代への確実な継承に向けて、今後は、大綱に掲げる方針に基づき、関係者と連携のもと各種取組みの推進につなげてまいります。</p>
29	<p>第4章</p> <p>－基本方針3《3-4》文化財を活用した地域づくりや観光振興【p46】</p>	<p>文化財の観光振興やまちづくり、産業振興等への活用に、大いに期待する。しかし、観光やまちづくりに関する記載はあるが、他の分野に関する記載が弱い印象である。産業振興や交流人口の拡大、移住・定住面などの幅広い領域についても活用するスタンスを明確にしてはどうか。</p>	<p>大綱の基本方針「《3-3》文化財の活用による人々の交流」において、文化財の活用による人々の交流拡大の重要性を記述しております。交流人口の拡大や、移住定住、その他の幅広い領域については、今回の大綱では、観光振興、まちづくり、産業振興といった幅の広い概念に包含するものと整理します。今後、国及び他県等の動向や市町村及び所有者等の御意見を踏まえ、幅広い領域の記</p>

			述についての検討を行ってまいります。
30		文化財の活用が、短絡的に観光や地域活性化に結び付けられる傾向があるが、もっと幅広く奥行きが深いものがあることの記載が必要と考える。	本大綱では、文化財の「活用」を、「公開など、文化財の価値や魅力を深く理解するための様々な取組み」と位置づけており、今後は、大綱に掲げる方針に基づき、観光振興だけでなく幅広い取組みの推進につなげてまいります。
31	第4章 －基本方針4《4-1》文化財防災の必要性の周知【p47】	災害発生時に市町村職員が他業務へ従事することに左右されずに、文化財保護が継続できるよう認識を改めるような啓発が必要と考える。	御意見の通り、「基本方針《4-1》文化財防災の必要性の周知」では、文化財を災害から守るために防災意識を高めることの必要性を記載しております。
32	第4章 －基本方針4《4-4》文化財防災に係る連携体制の構築【p48】	図23の「外部のレスキュー団体等」には、具体的な団体名を記載してはどうか。	御意見を踏まえ、連携を想定される団体名を追記しました。
33	第5章 －1各主体の役割の明確化及び連携による推進体制の充実【p53～55】	推進主体の記載順序について、県→市町村→の逆順にしたほうが、県の意欲的な態度を表すことができると思う。	文化財の保存と活用の主役は県民であり、県はじめ行政は県民が文化財の保存と活用の取組みを円滑に実施できるよう後方で支援する立場であるとの考えから、県民を先に記載しておりましたが、御意見を踏まえ、本文を修正しました。
34		市町村の役割として、「未指定文化財も含めて地域に存在する文化財を幅広く調査し、把握すること」とあるが、それを実現するためには、県が市町村に対して文化財担当職員の増員拡充を要請すべきである。	大綱は本県の文化財の保存と活用の方向性を示すものであり、文化財が確実に継承されるためには、市町村の具体的な取組みが不可欠です。文化財の調査や把握をはじめ、市町村の一層の取組みの充実を期待しています。
35		市町村の役割の6番目は「支援」であるが、県の役割の7番目は「財政支援」とあり、この違いに意図はあるのか。	指定等文化財の所有者等による維持管理や修理については、財政支援に限らず様々な支援の在り方が考えられることから、御意見を踏まえ、両方とも「支援」に修正しました。

36		「それぞれの立場において連携・協働しながら様々な取組みを進めていく必要があります」とあるが、図 24 について、県は所有者と連携することはないのか。	県では、「未来に伝える山形の宝」登録制度などを通して所有者等と連携して取組みを推進しておりますので、御意見を踏まえ、図を修正しました。
37	第 5 章 － 2 (1) 文化財行政主管課 の施策マネジメントの強化【p 56】	大綱の内容を実行するに当たっては、県立博物館の果たす役割は大きいと考える。災害時などは実動の拠点となり、平時から文化財保存に関する啓発活動を中心に担い、相談役となるなど、県民に近い立場で拠り所となるべきだと思う。また、ハード面の拡充のほか、学芸員の固定化等、県立博物館の新体制整備を希望する。	県立博物館の本館は昭和 46 年 4 月に開館し、令和 3 年 4 月で開館 50 周年を迎えました。施設・設備の老朽化や学芸員含める人員体制の整備、県内博物館との連携等の様々な課題につきましては、今後の移転整備と併せて検討し、本県文化財保護の拠点として機能の充実を図ってまいります。
38		県立博物館の展示が、開館以来ほとんど更新されていないことへの言及がない。また、県立博物館は県の文化啓発の中心となる施設にも関わらず、学芸員も教員の人事異動であり、専門職員を配置しない人事システムへの見直しの様子も見られず、遺憾である。	
39		県立博物館の企画展等で、文化財を公開する機会を増やすことも取組みに入れてはどうか。 また、県立博物館だけでなく、各地域の博物館と市町村の連携強化も必要と思う。	
40	第 5 章 － 2 (2) 文化財行政主管課 の専門性の確保【p 57】	大綱の理念の実現を実際に県の誰が担うのか。県立博物館の職員は学校関係者のみで、プロである学芸員がいない。県がこの大綱を担う人材を確保して欲しい。	文化財は県民の宝であり、一度滅失・毀損すれば原状回復が困難であることから、その取扱いに当たっては価値を損なうことのないよう慎重な判断が求められます。そのため、文化財行政所管課等の職員の専門性の確保・向上に努めてまいります。
41		本県の様々な課題は、いずれも文化財行政に携わる専門職員の不足によるものであると推察している。長期的な展望が可能な人材の確保がなければ、大綱を策定しても意味がないと思う。	
42		建造物などの専門的知識を有する職員を採用し、市町村や所有者が相談しやすい県の体制を整備して欲しい。	

43		優秀な人材が他県に流出してしまっており、今後も加速することが懸念される。県による専門職員の確保や育成が望まれる。	
44		行政は災害時の対応等も求められるため、通常業務にゆとりが必要である。大綱の実現のため、文化財担当職員の増員を期待する。	
45		今後の人口減少に合わせた市町村職員数の低減を考慮し、県の文化財担当職員の専門性の確保・向上だけでなく、職員数の増員も必要であることを言及すべき。	
46		県に専門職員を配置することはもちろん重要だが、現在の県の文化財担当職員に研修を義務付けることで意識改革を図ることも重要である。	県内を広域的にマネジメントする役割を担うためには、文化財担当職員の専門性の確保・向上が重要だと認識しております。 このため、県では、文化庁などが主催する研修への文化財担当職員の参加を促し、職員の資質向上に努めており、今後も引き続き、取り組んでまいります。
47	第5章 － 2 (4) 県所有の文化財の適切な保存と活用の推進の強化【p59】	市町村施設等で一時的に保管している県所有の文化財の保管・公開についても言及すべき。	国及び県指定文化財についての記載であり、案のままとします。 なお、市町村施設等で保管している文化財について、適切な保管・公開を検討してまいります。